

## 特定健康診査及び特定保健指導の情報に係る保険者間の提供に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）に基づき、保険者が、加入者に適切に特定健康診査及び特定保健指導を実施できるようにするため、加入者が加入していた保険者の特定健康診査及び特定保健指導の記録の情報提供について、必要な事項を定めるものとする。

### (特定健診等データの提供)

第2条 岡山県保険者協議会（以下「保険者協議会」という。）を構成する保険者（以下「現保険者」という。）は、高確法第27条第1項及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第13条の規定に基づき、加入者が加入していた保険者協議会を構成する保険者（以下「旧保険者」という。）に対し、当該加入者に係る特定健診及び特定保健指導に関する記録（以下「特定健診等データ」という。）について、当該加入者の同意を得たうえで、特定健診等データの写しの提供を求めることができる。

2 現保険者は、前項の同意を求める場合は、当該加入者に対し、本人であることの確認を行い、旧保険者から提供を受ける特定健診等データの内容、その利用目的、第三者への提供の有無について説明を行い、同意書（様式1）に利用目的を記載のうえ、当該加入者本人から同意を得なければならない。

3 第1項の規定により特定健診等データの写しの提供を求められた旧保険者は、速やかに当該写しを提供しなければならない。

### (提供を求めることができる特定健診等データの範囲)

第3条 現保険者が提供を求めることができる特定健診等データの写しは、原則として、当該加入者の特定健診の記録（各保険者の保有している状態であり、法律で定める特定健診及び問診項目及びそれ以外に独自で行っているものなどが含まれている場合はそれも含むものとし、現保険者に加入した年度から過去5年分までを上限とする。）及び特定保健指導の実施の有無とする。

2 前項の規定にかかわらず、現保険者が、特定保健指導の実施に関する記録の写しの提供を求めた場合は、旧保険者は当該記録の写しを提供することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、旧保険者が5年間を超える特定健診等データを管理しており、かつ、現保険者が当該加入者の同意を得たうえで当該特定健診等データの写しの提供を求めた場合は、旧保険者は当該写しを提供することができる。

### (提供方法等)

第4条 特定健診等データの写しの提供は、光ディスク等の電磁的記録媒体に記録して行う。ただし、やむを得ない事情がある場合は、紙媒体で提供することができる。

2 提供する特定健診等データについては、特にフォーマット等は定めないものとする。特定保健

指導の実施内容について提供依頼があった場合も同様とする。

- 3 現保険者及び旧保険者は、特定健診等データが要配慮個人情報であることをふまえ、その取扱いについて、電子データの場合は英数記号からなる8文字以上のパスワードを設定し、安全性の確保に努めなければならない。
- 4 現保険者は、提供依頼書（様式2）に同意書の写し及び返信用封筒（現保険者への手渡しが確実であり、送付状況の追跡が可能な簡易書留等によるものとする）を添付し、旧保険者に提出しなければならない。
- 5 旧保険者は提供依頼文書を受領後、速やかに送付文書（様式3）及び提供する特定健診等データの写しを、依頼した現保険者から送付された返信用封筒により返送しなければならない。
- 6 旧保険者は、発送後速やかに、現保険者に対し発送日及び提供する特定健診等データの写しのパスワードを電話等にて連絡しなければならない。
- 7 現保険者は、提供依頼した特定健診等データの写しを受領後、速やかに受領書（様式4）を旧保険者に送付しなければならない。

#### （費用負担）

第5条 特定健診等データの写しの提供に関し必要な費用の負担は、次のとおりとする。

- （1）光ディスク等の電子的な記録媒体又は紙媒体に記録するために要する費用は、旧保険者において負担する。
- （2）特定健診等のデータを記録した媒体の送付にかかる費用は、現保険者において負担する。

#### （抽出及び登録）

第6条 保険者は、保険者間の特定健診等データの情報照会及び提供に対応するため、①加入者（実施基準第10条に基づく最低保管年限中の記録の対象者である元加入者を含む）及び他の保険者の求めに応じて、個人の特定健診等データを保険者のシステムから抽出できるようにする（抽出する媒体は電子媒体と紙媒体のいずれでも可とする）、②加入者及び他の保険者から提供された加入日以前の特定健診データをシステムに登録できるようにする。例外的に、システムの登録ができない場合は、システム更改時等に登録が可能となるよう措置するとともに、それまでの間は、紙媒体により、記録の作成日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間、適切に管理しなければならない。

#### （事故等対応）

第7条 特定健診等データの写しの紛失等が明らかになった場合は、速やかに情報を共有し、協力して対応するものとする。

#### （その他）

第8条 この要綱に定めのない事項については、保険者協議会で協議し決定するものとする。

#### （附則）

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。